

## 弥富市議会議員政治倫理規程 逐条解説

この文書は、2025年に制定された弥富市議会議員政治倫理規程について、市民の皆さんにも内容を理解していただけるよう、各条文の意味や背景をわかりやすく解説したものです。

### 弥富市議会議員政治倫理規程

#### (目的)

第1条 この規程は、弥富市議会議員（以下「議員」という。）が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員が市民から信頼される基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

この規程は、議員がどういう行動をとるべきか、その「基準（ルール）」を定めたものです。市民の信頼を得て、公平で民主的なまちづくりを進めるためには、誠実な姿勢や高い倫理意識が欠かせません。

#### (議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守するとともに、自ら研さんを積み、資質を高め、良心及び責任感を持って議員の品位を保持しなければならない。

2 議員は、自己の権限又は地位に基づく影響力を不当に行使して、自己又は特定の者の利益を図ってはならない。

3 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

4 議員は、政治倫理基準に違反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

議員は、市民全体の代表として私的な利益ではなく公益を最優先に行動しなければなりません。疑惑を持たれた場合は自ら説明し、信頼を守る責任があります。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、自らも市政を担い公益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的を持って、議員に対し、その地位と権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

市民もまちづくりの一員です。議員に対して自分の利益のために圧力をかけたり、不適切な頼みごとをしたりしてはなりません。

#### (政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

この条文では、議員が日々の活動の中で守るべき具体的な倫理基準を9項目に分けて定めています。対象となるのは、議場での発言だけでなく、SNS発信、市職員との関係、市の契約・人事への関与、金銭授受、ハラスメントなど、議員としての「ふるまい全体」です。

- (1) 議員は、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

**品位・名誉の保持と不正の疑惑防止：**議員は公人である以上、その私生活を含め「信用に値する存在」であることが求められます。

- (2) 議員は、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。

**金品の授受禁止：**議員の地位を利用して金品（お金・贈答品など）を受け取ることは市民の疑念を招くため、明確に禁止されています。

- (3) 議員は、発言（質問、質疑及び討論を含む。）及び情報発信（会報、通信、ホームページ、ブログ、SNS等）において、確たる事実に基づいて行動し、虚偽の事項を表示することにより他人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、又は人格を損なう一切の行為をしてはならない。また、第三者をして同様の行為をさせてはならない。

**発言・情報発信の責任：**虚偽の発言やSNSでの誹謗中傷、プライバシー侵害なども含め、誠実な情報発信が求められます。

- (4) あらゆるハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をしてはならない。

**ハラスメントの禁止：**あらゆる嫌がらせ行為や差別的言動は議員として許されません。

- (5) 職務上知り得た情報を不当な目的に使用してはならない。

**秘密情報の不正使用禁止：**職務で得た情報を私的な目的で使うことは固く禁じられます。

- (6) 市が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業や団体等を不当な利益を目的として推薦又は紹介を行い、その地位を利用して不正に影響力を行使してはならない。正当かつ透明性のある方法での紹介については、適切に行うものとする。

**市の契約等への不当な口利き禁止：**特定業者を推薦したり、不当な便宜を図ることは公平性を損ねます。

- (7) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけてはならない。

市職員への圧力禁止：議員の立場を使って職員に不正をさせてはいけません。

- (8) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦又は紹介を行い、その地位を利用して不正にその影響力を行使してはならない。

人事への不当介入禁止：職員の採用・昇格などに不当に関わることは禁止です。

- (9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けてはならない。議員の後援団体に対する寄附についても、同様とする。

寄附の受領制限：見返りがあると疑われる寄附は受けてはいけません。  
この条文全体は、議員がどう振る舞うべきかを具体的に示した信頼のルールです。

(審査請求権)

第5条 議員又は市民は、議員が前条各号に掲げる政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定により審査請求をしようとする者が議員である場合は議員定数の3分の1以上の議員の連署をもって、市民である場合は地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもってしなければならない。

- 3 前2項の規定による審査請求をしようとする者の代表者（以下「請求代表者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に署名簿及び政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する書類を添えて、議長に提出しなければならない。

- (1) 請求代表者の氏名及び住所
- (2) 政治倫理基準に違反している疑いがある議員の氏名
- (3) 審査の請求の根拠となる政治倫理基準に関する規定
- (4) 政治倫理基準に違反している疑いの具体的な内容

議員や市民が、議員の倫理違反を疑った場合、一定の証拠をもとに議長に調査を求めることができます。制度の乱用を防ぐため、請求には必要な署名数などの条件があります。

(政治倫理審査会の設置等)

第6条 議長は、前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に係る事項を審査するため、弥富市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を諮問するものとする。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内で組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから議長が公正を期して指名し、議員全員に諮り委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民を除く。）
- (2) 議員

- 4 審査請求の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）及び請求代表者は、委員になることができない。

- 5 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 6 審査会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 7 委員長は審査会を総理し、副委員長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。
- 8 委員に欠員が生じた時は補充する。
- 9 委員の任期は、当該審査の終了までとする。

審査請求があった場合、中立・公平に調査するための組織「政治倫理審査会」を設置します。有識者や議員を含む構成です。

(守秘義務等)

- 第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 審査会の委員は、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。
  - 3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

審査会の委員は、調査の中で得た情報を漏らしてはならず、政治目的に使うことも禁止されます。公平性を守る規定です。

(審査会の会議)

- 第8条 審査会は、委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準に違反する行為の存否について審査を行う。
  - 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
  - 5 審査会は、審査対象議員について、政治倫理基準に違反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合において、議員辞職の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の賛成多数によりこれを決定しなければならない。
  - 6 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開にできる。

審査会の開き方や決定の方法について定めています。特に、辞職勧告など重大な判断には特別な多数決を必要とし、慎重な運営が求められます。

(審査会による意見聴取等)

- 第9条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象議員、請求代表者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 2 議会事務局は、審査会からの要求に応じて資料を提供しなければならない。

必要に応じて、議員や請求者、第三者などから意見や事情を聴くことができます。調査の実効性を確保するための仕組みです。

(審査対象議員の協力義務)

第10条 審査対象議員は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。

2 議長は、審査対象議員が審査会の調査に協力しないとき、又は審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

審査対象となった議員には調査への協力義務があり、虚偽報告や協力拒否には公表という対応がなされます。

(弁明の機会の付与)

第11条 審査対象議員は、審査会の会議に出席し、口頭により弁明することができる。

なお、会議に出席できない場合は、書面をもって弁明することができる。

調査対象の議員には、反論や説明の機会が与えられ、公平な手続きを保障します。

(議長への報告等)

第12条 審査会は、審査の結果について議長に報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

審査の結果は議長に報告され、必要に応じて名誉回復の措置も求められます。

(審査の結果の通知及び公表)

第13条 議長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し審査の結果を通知するとともに、議会に報告し、その概要を速やかに公表するものとする。

審査結果は関係者に通知され、議会や市民にも内容が速やかに公表されます。透明性の確保のためです。

(審査結果に対する措置)

第14条 議会は、議長から報告のあった審査会の審査結果を尊重するものとする。

2 議会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反したものと認めるときは、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前項に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

4 議長は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。

議会が審査結果を受けて必要な対応を行う手順を定めています。市民への信頼回復のため、必要に応じて措置を講じます。

(手続の一時停止)

第15条 不慮の事故等により、審査対象議員が審査会に出席できないときは、審査手続を一時停止できる。

対象議員が事故などで出席できない場合、手続を一時停止できるという柔軟な規定です。

(手続の終了)

第16条 審査対象議員が辞職又は失職したときは、この規程に基づく当該議員に係る手続は終了するものとする。

対象議員が辞職・失職した場合には、調査手続は終了します。

(議長の職務の代行)

第17条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは年長議員が、この規程に定める議長の職務を行うものとする。

議長が対象議員になったときは副議長などが代行することで、公平性を保ちます。

(規程の改廃)

第18条 弥富市議会基本条例（平成23年弥富市条例第15号）第21条に準じ、議会は、社会情勢の変化や市民の要請等を考慮し、この規程について検討を加えるとともに、見直しが必要であると判断したときは、速やかに適切な措置を講じるものとする。

2 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、この規程の内容を再検討し、必要な改正を行うものとする。

社会情勢の変化や選挙のタイミングにあわせて、この規程を見直す仕組みが定められています。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

運用に必要な細かなルールは議長が定めることができます。

附 則

この規定は、令和7年7月1日から施行する。